

アセットオーナー・プリンシプルの受け入れについて

サカイク企業年金基金（以下、「当基金」という。）は、アセットオーナー（資産保有者としての機関投資家）として、年金資産を運用する責任（フィデューシャリー・デューティー）を果たしていく上で有用と考えられるアセットオーナー・プリンシプルの趣旨に賛同し、本プリンシプルにおける全ての原則を受入れることを表明します。

原則1.アセットオーナーは、受益者等の最善の利益を勘案し、何のために運用を行うのかという運用目的を定め、適切な手続きに基づく意思決定の下、経済・金融環境等を踏まえつつ、運用目的に合った運用目標及び運用方針を定めるべきである。また、これらは状況変化に応じて適切に見直すべきである。

⇒ 当基金は、運用管理規程に定めた運用目的に基づき受益者等の利益保護のため、理事会・代議員会の決定により、運用目的に合った運用目標・運用方針を定め、長期的な観点から、適切、安全且つ効率的な運用を実施します。

⇒ 当基金は、受益者等の最善の利益を勘案し、年金給付金および一時金等の支払いを将来にわたり確実に行うため、許容できるリスクのもとで必要とされる総合収益を長期的に確保する運用を行います。
そのために、理事会及び代議員会における意思決定にもとづき運用方針を策定するとともに、当基金を取り巻く経済・金融環境を踏まえ、定期的に見直しを行います。

原則2.受益者等の最善の利益を追求する上では、アセットオーナーにおいては専門的知見に基づいて行動することが求められる。そこで、アセットオーナーは、原則1の運用目標・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制を適切に機能させるとともに、知見の補充・充実のために必要な場合は、外部知見の活用や外部委託を検討すべきである。

⇒ 当基金は、年金資産運用に係る知識を有する運用執行理事を配置し、年金資産運用に係る審議及び理事会・代議員会の諮問機関として資産運用委員会を設置し、原則1の運用目的・運用方針に照らして必要な人材確保などの体制整備を行い、その体制が適切に機能するよう取り組みます。

⇒ 当基金は、受益者等の最善の利益を追求するにあたり、年金資産運用に係る知識を有する運用執行理事を配置するとともに、年金資産運用に係る審議及び理事会・代議員会の諮問機関として資産運用委員会を設置し、適切に機能するよう取り組みます。また、必要に応じて運用受託機関等の外部機関からの報告、分析、助言等を活用しています。

原則 3. アセットオーナーは、運用目標の実現のため、運用方針に基づき、自己又は第三者ではなく受益者等の利益の観点から運用方法の選択を適切に行うほか、投資先の分散をはじめとするリスク管理を適切に行うべきである。特に、運用を金融機関等に委託する場合は、利益相反を適切に管理しつつ最適な運用委託先を選定するとともに、定期的な見直しを行うべきである。

⇒ 当基金は、受託者責任を果たしながら運用目標に実現を図るため、運用方針に基づき、運用方法の適切な選択、投資先の分散、適切なリスク管理、最適な委託先の選定を行い、定期的に委託先のチェックを行っております。

⇒ 当基金は、受益者等の利益の観点に立ち、運用目標の実現を図るため、将来にわたる最適な資産の組み合わせである政策アセットミックスを定め、リスク管理を適切に行っています。

運用受託機関の選定にあたっては、当該運用受託機関の投資哲学、投資方針、組織及び人材、年金運用の経験と実績等を総合的に勘案して行います。また、四半期ごとに運用報告を受けることで運用基本方針に基づいた適切な運用がなされているかを定量面から行うとともに、定性面も加えた総合的な評価を定期的に行っています。

原則 4. アセットオーナーは、ステークホルダーへの説明責任を果たすため、運用状況についての情報提供（「見える化」）を行い、ステークホルダーとの対話に役立てるべきである

⇒ 当基金は、年に二度「ねんきん」の機関誌を発行し、加入者及び受給者等に対して、年金資産の運用方針・運用状況・財政状況等の情報提供・情報開示を実施しております。また、ホームページ上でも同情報を適時開示して情報提供しております。

HP：[サカタインクス企業年金基金](#)

原則 5. アセットオーナーは、受益者等のために運用目標の実現を図るに当たり、自ら又は運用委託先の行動を通じてスチュワードシップ活動を実施するなど、投資先企業の持続的成長に資するよう必要な工夫をすべきである。

⇒ 当基金は、「企業年金スチュワードシップ推進協議会」へ加入し、協働モニタリング活動を通して、投資先企業価値の向上に寄与し、中長期的な投資リターンを拡大を図ります。